

平成 25 年度 財政的援助団体等監査結果報告書

三重県監査委員

目 次

第1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の対象範囲等	1
3	監査の実施方法	2
4	監査の着眼点	2
5	別表〔監査実施団体一覧〕	3
第2	監査の結果及び意見	
1	監査の結果	5
2	監査の意見	5
	【出資(出捐)団体】	
	○地方独立行政法人三重県立総合医療センター	8
	○社会福祉法人三重県厚生事業団	10
	○公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	11
	○公益財団法人三重県文化振興事業団	12
	○公益財団法人三重県国際交流財団	13
	○公益財団法人三重県農林水産支援センター	14
	○三重県土地開発公社	16
	○三重県道路公社	18
	○公益財団法人三重県下水道公社	19
	【公の施設管理団体】	
	○社団法人三重県聴覚障害者協会	20
	○アクティオ株式会社	21
	○一般財団法人三重県交通安全協会	22
	○特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター	23
	○株式会社スコルチャ三重	24
	○公益社団法人地域医療振興協会	25
	【補助金等交付団体】	
	○社会福祉法人邦栄会	27
	○一般社団法人桑名医師会	28
	○社会福祉法人恩賜財団済生会明和病院	29
	○社会福祉法人里山学院	30
	○学校法人享栄学園	31
	○学校法人高田学苑	32
	○三重県農業会議	33
	○伊賀市農業再生協議会	34
	○伊賀市鳥獣害対策協議会	35
	○宮川森林組合	36
	○三重県職業能力開発協会	37
	○三交不動産株式会社	37
	○キタカワエンタープライズ株式会社	38
	○公益財団法人諸戸財団	38
	○「美し国おこし・三重」実行委員会	39

平成 25 年度財政的援助団体等監査結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 25 年 11 月 14 日から平成 26 年 2 月 18 日までに実施しました監査について、その結果を次のとおり報告します。

平成 26 年 3 月 3 日

三重県監査委員 福 井 信 行
三重県監査委員 津 田 健 児
三重県監査委員 辻 三 千 宣
三重県監査委員 田 中 正 孝

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象範囲等

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納、その他の事務の執行状況を基本とし、出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査した。

(2) 監査対象期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(3) 監査実施団体及び実施期間

財政的援助団体等監査は、監査対象団体選定基準に基づき、30 団体（内訳別表）を選定のうえ、平成 25 年 11 月 14 日から平成 26 年 2 月 18 日まで監査を実施した。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	9	31
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	6	26
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	15	220
計		30	277

（注） 監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

補助金等交付団体の監査対象団体数 220 については、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

3 監査の実施方法

監査実施 30 団体のうち、実地監査 11 団体、書面監査 19 団体を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査委員が団体に出向き、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。
- (2) 書面監査は、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、監査委員がその内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

- (1) 出資（出捐）団体
 - ・ 出資の目的に沿って事業が運営されているか。
 - ・ 会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか。
 - ・ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか。
 - ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。
- (2) 公の施設管理団体
 - ・ 施設の管理は、契約の目的に沿って適正に行われているか。
 - ・ 料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか。
 - ・ 基本協定書の成果目標は、達成されているか。
 - ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。
- (3) 補助金等交付団体
 - ・ 補助等の目的に沿って事業が実施されているか。
 - ・ 補助事業等の執行に係る会計事務は、適正に行われているか。
 - ・ 補助金等は、対象事業以外に流用されていないか。
 - ・ 補助金等の額は、適正に算定されているか。
 - ・ 補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか。
 - ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

5 別 表 [監査実施団体一覧]

出資（出捐）団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	四日市市	健康福祉部	平成26年1月28日	実地
2	社会福祉法人三重県厚生事業団	津市	健康福祉部	平成26年1月31日	実地
3	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	松阪市	健康福祉部	平成26年2月18日	書面
4	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	環境生活部	平成26年2月18日	書面
5	公益財団法人三重県国際交流財団	津市	環境生活部	平成26年2月18日	書面
6	公益財団法人三重県農林水産支援センター	松阪市	農林水産部	平成26年2月18日	書面
7	三重県土地開発公社	津市	県土整備部	平成26年2月18日	書面
8	三重県道路公社	津市	県土整備部	平成26年2月18日	書面
9	公益財団法人三重県下水道公社	松阪市	県土整備部	平成26年1月29日	実地

公の施設管理団体（出資団体との重複4団体）

No	団 体 名	施設の所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	社団法人三重県聴覚障害者協会	津市	健康福祉部	平成26年2月18日	書面
2	アクティオ株式会社	四日市市	環境生活部	平成26年1月24日	実地
3	一般財団法人三重県交通安全協会	津市	環境生活部	平成26年2月18日	書面
4	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター	菰野町	農林水産部	平成26年1月24日	実地
5	株式会社スコルチャ三重	伊勢市	雇用経済部	平成26年1月27日	実地
6	公益社団法人地域医療振興協会	志摩市	病院事業庁	平成26年1月27日	実地
【7】	【三重県厚生事業団】	津市	健康福祉部	平成26年1月31日	実地
【8】	【三重こどもわかもの育成財団】	松阪市	健康福祉部	平成26年2月18日	書面
【9】	【三重県文化振興事業団】	津市	環境生活部	平成26年2月18日	書面
【10】	【三重県下水道公社】	松阪市	県土整備部	平成26年1月29日	実地

【 】は出資団体との重複団体

補助金等交付団体（出資団体、公の施設管理団体との重複 5 団体）

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	社会福祉法人邦栄会	伊勢市	健康福祉部	平成26年1月27日	実地
2	一般社団法人桑名医師会	桑名市	健康福祉部	平成26年1月28日	実地
3	社会福祉法人恩賜財団済生会明和病院	明和町	健康福祉部	平成26年2月18日	書面
4	社会福祉法人里山学院	津市	健康福祉部	平成26年2月18日	書面
5	学校法人享栄学園	名古屋市	環境生活部	平成26年1月31日	実地
6	学校法人高田学苑	津市	環境生活部 健康福祉部	平成26年2月18日	書面
7	三重県農業会議	津市	農林水産部	平成26年2月18日	書面
8	伊賀市農業再生協議会	伊賀市	農林水産部	平成26年2月18日	書面
9	伊賀市鳥獣害対策協議会	伊賀市	農林水産部	平成26年2月18日	書面
10	宮川森林組合	大台町	農林水産部	平成26年1月29日	実地
11	三重県職業能力開発協会	津市	雇用経済部	平成26年2月18日	書面
12	三交不動産株式会社	津市	雇用経済部	平成26年2月18日	書面
13	キクカワエンタープライズ株式会社	伊勢市	雇用経済部	平成26年2月18日	書面
14	公益財団法人諸戸財団	桑名市	教育委員会	平成26年2月18日	書面
15	「美し国おこし・三重」実行委員会	津市	地域連携部	平成26年2月18日	書面
【16】	【三重県立総合医療センター】	四日市市	健康福祉部	平成26年1月28日	実地
【17】	【三重県厚生事業団】	津市	健康福祉部	平成26年1月31日	実地
【18】	【三重県農林水産支援センター】	松阪市	農林水産部	平成26年2月18日	書面
【19】	【三重県土地開発公社】	津市	県土整備部	平成26年2月18日	書面
【20】	【地域医療振興協会】	東京都 千代田区	病院事業庁	平成26年1月27日	実地

【 20 】 は出資団体、公の施設管理団体との重複団体

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

(1) 出資（出捐）団体

重大な過失は認められなかったが、財務諸表において、収益や費用を発生した事業年度に計上していないなど、改善を要する事例が見受けられた。

(2) 公の施設管理団体

重大な過失は認められなかったが、成果目標の未達成など、改善を要する事例が見受けられた。

(3) 補助金等交付団体

補助金の返還に係る事案は認められなかったが、所管部局において、交付申請書の提出期限や申請の取下げ期限が交付要領等で定められていないなど、改善を要する事例が見受けられた。

○改善を要する事項

項 目	事業の執行に 関すること	会計事務等に 関すること		計
			うち補助金等事務	
団体に対する意見	13 件	32 件	(7 件)	45 件
所管部局に対する意見	11 件	46 件	(26 件)	57 件

※ 意見の詳細については、団体別意見（8 ページ以降）のとおり。

2 監査の意見

(1) 共通意見

以下のとおり、改善を要する事項が複数の団体及び所管部局で見受けられたので、所管部局においては、適切な措置を講じるとともに、当該団体に対して指導・助言等を行われたい。

また、監査の対象とならなかった団体に対しても、今回の監査結果をふまえ、指導・助言等に努められたい。

なお、各種書類の提出遅延や記載誤り等、事前にチェックを十分に行えば防止できたと思われる事案が今回も多数見受けられたので、所管部局においては、事務処理等のチェック機能を再点検するとともに、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

事業の執行に関すること

◎ 公の施設管理において成果目標を設定して業務を行っているが、未達成の項目について目標達成に努められたい。

〔 三重県厚生事業団、三重こどもわかもの育成財団、三重県聴覚障害者協会、スכולチャ三重、地域医療振興協会 〕

※ なお、目標数値については、全ての公の施設管理団体において、施設の設置目的や利用・運営の実態等に合わせて、所管部局とその妥当性を適宜検討したうえで、必要に応じて見直されたい。

会計事務等に関すること

◎ 公の施設管理における年度協定書の成果目標値について、記載誤りが散見されたので、適正な内容で協定を締結されたい。

〔 健康福祉部（三重こどもわかもの育成財団、三重県聴覚障害者協会）、環境生活部（三重県交通安全協会） 〕

◎ 公の施設管理における業務計画書や事業報告書について、期限内に提出されていないものがあつたので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔 三重こどもわかもの育成財団、三重県下水道公社、アクティオ、三重県交通安全協会、三重県自然環境保全センター 〕

◎ 正味財産増減計算書等の財務諸表において、収益や費用を発生した事業年度に計上していないものがあつたので、適正な時期に計上されたい。

〔 三重県国際交流財団、三重県農林水産支援センター、三重県下水道公社 〕

補助金等事務に関すること

◎ 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限や申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあるので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部 〕

◎ 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

〔 健康福祉部、環境生活部 〕

※ その他、補助事業が目的に沿って実施され、効果を発揮しているか否かについて検証するよう努められたい。

また、事務の簡素化の観点から、必要に応じて補助金等交付要綱・要領等の改正など、事務手続の見直しを検討されたい。

(例)

- ・ 同一団体から複数の交付申請を提出させる場合の提出書類等の共通化
- ・ 補助事業等状況報告書の提出回数
- ・ 補助事業の内容等に係る変更申請が不要となる軽微な変更の範囲の明文化

(2) **団体別意見**

団体別の意見については、次ページ以下のとおりである。

出資（出捐）団体

【地方独立行政法人三重県立総合医療センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：1,099,272,714円（県出資比率：100.0%）
補助金	①小児・周産期医療提供事業費補助金：10,298,000円 周産期母子医療センターの運営に要する経費を補助する。 (補助率 1/3)
	②小児・周産期医療施設設備整備事業補助金：19,687,000円 周産期母子医療センターのNICU（新生児集中治療室）として必要な医療機器等の購入に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)
負担金	③地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金： 1,711,614,000円 救急医療の確保に要する経費や高度医療に要する経費など、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない政策医療の実施に要する経費を負担する。 (補助率 定額)
貸付金	④病院整備事業貸付金：628,800,000円 周産期母子医療センター整備工事等の財源としての貸付。
	⑤医療機器整備事業貸付金：356,000,000円 診療機能の充実と医療水準の向上を図るための医療機器の新規購入及び更新の財源としての貸付。

※ 政策医療：政策として実施する医療のことで、民間病院に任せただけでは不十分と考えられる高度医療、先進的医療、特殊医療、へき地医療という分野に特化した医療。

【監査結果及び意見】

(1) 団体は、知事が定めた5年間の中期目標を達成するための中期計画及び毎事業年度の年度計画を定めて業務を運営しているところであり、概ね中期計画どおりに進んでいると認められるが、平成24年度年度計画で定めた指標のうち、患者満足度など目標未達成の項目も見受けられる。引き続き、中期目標に定められた政策医療等を確実に実施するとともに、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化を図るため、中期計画及び年度計画で定めた目標が達成できるよう努められたい。

また、病院の自主性・自立性の向上や意思決定の迅速化及び病院運営の柔軟化など法人化のメリットを最大限生かすことにより、引き続き医療サービスの充実や財務体質の安定化に努められたい。

- (2) 医業収益に係る過年度の収入未済額が平成 24 年度末現在 64,697,557 円（対前年度比 74.1%）あり、前年度と比べて 22,605,656 円減少しているものの、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。
- (3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○実績報告書に必要な書類の一部が添付されていなかった。①

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の業務実績については、地方独立行政法人法に基づき、知事の附属機関として設置された地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会において毎年度評価を受け、必要に応じて改善勧告が行われることとなっている。
平成 24 年度の業務実績に対して評価委員会は「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価しているところであるが、引き続き達成に向けた取組への支援を行われたい。

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課）

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

- (3) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事業着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を規定することや交付決定時期を早めることを検討されたい。①

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

- (4) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。①、②

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

- (5) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。②

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

【社会福祉法人三重県厚生事業団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：100.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県身体障害者総合福祉センター ----- 平成24年度指定管理料：136,430,214円
負担金	いなば園自立経営基盤整備負担金（負担金の支給は平成20年度完了） 平成24年度充当額：352,792,579円 ----- いなば園の利用者の指導訓練等の継続性・安定性を確保し、自立的・主体的な運営を行うため、園の自立経営基盤を整備する経費に充当する。 (補助率 10/10)

[監査結果及び意見]

公の施設管理については、施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して業務を行っている。成果目標のうち施設入所支援稼働率については、高次脳機能障がい者への専門的訓練や自動車訓練等を実施し、高い稼働率を維持しているところであるが、関係機関への訪問による広報活動等を実施することにより、目標達成に努められたい。

[所管部局に対する意見]

公の施設管理については、成果目標を設定して業務を行っているが、4項目中1項目（施設入所支援稼働率）で目標を下回っているため、目標が達成できるよう指導・助言等を行われたい。

（所管課名：健康福祉部 障がい福祉課）

【公益財団法人三重こどもわかもの育成財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：260,000,000円（県出資比率：63.4%）
公の施設 管 理	施設名：みえこどもの城
	平成24年度指定管理料：78,003,000円

[監査結果及び意見]

- (1) 公の施設管理については、施設の利活用を促進するため、年間総利用者数、移動児童館の実施回数等の25項目の成果目標を定めている。
年間総利用者数、利用者の満足度等については目標を達成しているが、レストハウスの利用者数等の8項目で目標を下回っているため、レストハウスの利活用の促進や企画内容の充実等により、目標達成に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
年度協定書の成果目標値	○年度協定書に定める成果目標値について、一部記入誤りがあった。
事業報告書	○基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 公の施設管理については、成果目標を設定して業務を行っているが、レストハウスの利用者数等の8項目で目標を下回っているため、目標が達成できるよう指導・助言等を行われたい。
また、年度協定書に定める成果目標値について、一部記入誤りがあったので、適正な内容で締結されたい。
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課)

【公益財団法人三重県文化振興事業団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：2,000,000,000円（県出資比率：100.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県総合文化センター
	平成24年度指定管理料：763,547,700円

[監査結果及び意見]

- (1) 東日本大震災後の電気・ガス料金の高騰による光熱費の増加等により、平成24年度は24,314千円の経常損失が発生し、前年度に引き続き赤字となっており、赤字額も拡大している。

保有資産の状況等から直ちに事業遂行に支障を来たすことはないと考えられるものの、施設利用収入など事業部門での収入確保や管理部門での経費削減など、赤字の解消に向けて、今後も引き続き経営改善に取り組まれない。

- (2) 総合文化センターについては、新博物館の開館に伴い、今まで以上に多くの来館者が見込まれる。

このため、公共交通機関利用の呼びかけや円滑な駐車等のための臨時的な警備員配置などの対策を強化するとともに、新博物館と連携して、混雑が予測される日の把握や情報共有を行うなど、来館者の利便性確保に努められたい。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体においては、光熱費の増加等により、平成24年度は24,314千円の経常損失が発生し、前年度に引き続き赤字となっており、赤字額も拡大している。

保有資産の状況等から直ちに事業遂行に支障を来たすことはないと考えられるものの、赤字の解消に向けて、今後も引き続き経営改善に取り組むよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：環境生活部 文化振興課)

- (2) 総合文化センターについては、新博物館の開館に伴い、今まで以上に多くの来館者が見込まれるため、関係課及び団体と連携し、来館者の利便性確保に努められたい。

(所管課名：環境生活部 文化振興課)

【公益財団法人三重県国際交流財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：373,350,069 円（県出資比率：72.8%）

[監査結果及び意見]

(1) 中期計画（平成 24 年度から概ね 5 年間）において、基本目標指標や事業計画及び経営計画に係る目標が設定されている。

しかしながら、平成 24 年度の実績が目標ごとに整理して把握されていなかったため、今後は各年度において、目標ごとに実績を把握するとともに、当該実績の評価や検証等を行うことにより、5 年後の目標達成に向けて取り組まれない。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○一部の収益及び費用について、発生した事業年度において計上されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 団体において、中期計画の基本目標指標や事業計画及び経営計画に係る目標について、目標ごとに整理して把握されていなかったため、今後は各年度において、目標ごとに実績を把握するとともに、当該実績の評価や検証等を行うことにより、5 年後の目標達成に向けて取り組むよう、指導・助言等を行われたい。

（所管課名：環境生活部 多文化共生課）

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：環境生活部 多文化共生課）

【公益財団法人三重県農林水産支援センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：2,191,000,000円（県出資比率：83.0%）
補助金	①農地保有合理化促進事業費補助金：21,726,000円 担い手の経営基盤の強化を図るため、農地保有合理化促進事業業務費、農業用機械リース等の事業費を補助する。（補助率 1/2～10/10）
貸付金	②就農支援資金貸付金：55,729,058円 認定就農者に貸し付ける就農研修資金及び就農準備資金の財源としての貸付。

【監査結果及び意見】

(1) 第2期中期計画(平成22年度～平成26年度)に基づき、経営の根本的な改善に向けた取組が行われ、平成23年度は収支がほぼ均衡するところまで改善したものの、平成24年度は退職金の支出等に伴い、50,943千円の経常損失が発生しており、損益収支は赤字体質から脱却できない状況が続いている。

持続可能な運営を行うためには赤字決算とならないよう、収支均衡に努める必要があることから、引き続き収支両面から経営改善に努められたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	○農地保有合理化事業強化基金については、貸借対照表の正味財産の部における指定正味財産に計上されているが、このうち、国からの受入金148,000千円については返還が確定しているにもかかわらず、確定債務として負債の部に計上されていなかった。 ○債券に係る未収利息について、貸借対照表の資産及び正味財産増減計算書の経常収益に計上されていないものがあつた。
補助金等事務	○認定就農者に対する貸付金の収入未済があつた。②

※ 指定正味財産：用途の指定された正味財産（純資産）であり、法人の意思で用途を決めることができる一般正味財産と区分する必要がある。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。

【所管部局に対する意見】

(1) 団体においては、経営改善に向けた取組が行われ、平成23年度は収支がほぼ均衡するところまで改善したものの、平成24年度は50,943千円の経常損失が発生している。

持続可能な運営を行うため、収支両面から経営改善に努めるよう、引き続き指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 担い手育成課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 担い手育成課)

- (3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。①

(所管課名：農林水産部 担い手育成課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

【三重県土地開発公社】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：5,200,000円（県出資比率：100.0%）
貸付金	①三重県県土整備部公共事業用地等先行取得資金貸付金： 2,000,000,000円 ----- 県が施工する道路等の事業用地の先行取得や支障物件の移転補償を行う財源としての貸付。
	②三重県土地開発基金（ニューファクトリーひさい工業団地）： 600,000,000円 ----- 津市（旧久居市）戸木町・森町地内の工業団地造成整備に係る用地費及び補償費の財源としての貸付。
	③三重県土地開発基金（国道1号桑名東部拡幅）：68,304,000円 ----- 一般国道1号桑名東部拡幅事業（国直轄道路事業）用地の先行取得に係る用地費及び補償費の財源としての貸付。

【監査結果及び意見】

- (1) 用地取得業務については、平成24年度は総事業費の約4割を代行買収制度により実施しているところであるが、将来的な用地取得業務の全面受託に向けて、引き続き人材育成や効率的な組織体制の整備等に取り組まれない。

※ 代行買収制度：「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、土地開発公社が県に代わり、用地調査や地権者との用地交渉、売買契約、支払業務等、一連の用地取得業務を行う制度。
平成10年度から行われている一部委託では、用地交渉が主な業務となっているが、代行買収制度では、土地収用法に係る業務、事業損失に係る業務、借地契約、過年度未登記など、県でしか行うことができない業務以外の一連の用地取得業務を行うものである。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められない。

項目	内容
財務諸表	○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して流動負債に計上すべきところ、区別して計上されていなかった。
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

- (1) 用地取得業務については、団体への将来的な全面委託に向けた取組が進められているところであるが、県及び団体における効率的な組織体制の整備など、全面委託への課題解決に向けて、引き続き団体と連携して取り組まれない。

(所管課名：県土整備部 公共用地課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 公共用地課)

【三重県道路公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：1,750,000,000円（県出資比率：100.0%）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して流動負債に計上すべきところ、区別して計上されていなかった。
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：県土整備部 道路企画課）

【公益財団法人三重県下水道公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：28,000,000 円（県出資比率：50.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県流域下水道施設
	平成 24 年度指定管理料：2,588,874,659 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
事業報告書	○基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。
財務諸表	○平成 24 年度に使用した収入印紙について、正味財産増減計算書の経常費用として計上されていなかった。
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：県土整備部 下水道課）

公の施設管理団体

【社団法人三重県聴覚障害者協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県聴覚障害者支援センター ----- 平成 24 年度指定管理料：21,791,000 円

[監査結果及び意見]

- (1) 業務計画に掲げた成果目標について、センター利用登録者数等、目標を下回っているものがあることから、市町の協力・連携のもと様々な機会・イベント等を利用して、業務内容のさらなる周知・普及啓発を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
年度協定書等の 成果目標値	○年度協定書に定める年度ごとの成果目標値について、業務計画書及び業務報告書に記載したそれぞれの目標値と整合していなかった。 また、一部の目標値が年度協定書に記載されていなかった。
旅費	○宿泊費の上限を超えた実費を支払うなど、規程に基づく処理が行われていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 成果目標が達成できていない項目について、利用登録者数などの増加に向けて目標が達成できるよう指導・助言等を行われたい。
また、基本協定書で設定した成果目標に基づき、年度協定書においても年度ごとの目標値を設定しているが、業務計画書及び年度協定書に記載したそれぞれの目標値に不整合等があったので、県指導のもと双方が適正な目標値を認識したうえで協定を締結されたい。

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

【アクティオ株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県環境学習情報センター ----- 平成 24 年度指定管理料：35,586,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
業務計画書	○基本協定書に定める業務計画書について、期限内に提出されていなかった。
管理備品	○管理備品の増減について、翌年度の年度協定書で確認されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 管理備品の増減があった際には団体から報告書を提出させているが、当該増減について翌年度の年度協定書で確認していなかった。今後は、基本協定書に基づき管理備品の増減結果が確認できるよう適正に年度協定を締結されたい。
(所管課名：環境生活部 地球温暖化対策課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管課名：環境生活部 地球温暖化対策課)
- (3) 所在不明の閲覧用図書について、団体から管理備品の減少の報告を受けているが、知事・出納局長への金品亡失報告書が提出されていなかったため、今後は適正な処理を行われたい。
(所管課名：環境生活部 地球温暖化対策課)

【一般財団法人三重県交通安全協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県交通安全研修センター ----- 平成 24 年度指定管理料：41,968,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
年度協定書等の 成果目標値	○基本協定書及び年度協定書の成果目標について、誤った数値を記載していた。
事業報告書等	○基本協定書に定める事業報告書について、成果目標に係る目標値、実績値及び達成率等を誤って記載していた。 ○基本協定書に定める事業報告書及び評価・報告書について、期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 基本協定書及び年度協定書の成果目標について、誤った数値を記載していたので、今後は、指標の内容を含め正確に目標・数値を設定し、適正な内容であることを十分に確認したうえで、協定を締結されたい。

(所管課名：環境生活部 交通安全・消費生活課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：環境生活部 交通安全・消費生活課)

【特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県民の森 ----- 平成 24 年度指定管理料：23,000,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
業務計画書	○基本協定書に定める業務計画書について、期限内に提出されていなかった。
現金払	○会計規則上、現金払となる経費については資金前渡の規定があり、その限度額はその都度必要な額とされているが、一定額を出金し、常時現金を手元において処理していた。
収入伝票	○金銭収納手続において収入伝票を作成していなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 みどり共生推進課)

【株式会社スコルチャ三重】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営サンアリーナ
	平成 24 年度指定管理料：191,000,000 円

[監査結果及び意見]

団体の積極的な運営・経営努力により、利用者数の増加や経費削減など指定管理者制度移行前と比べ成果が表われているが、業務計画に掲げた平均稼働率等の目標が達成されていない。

今後とも、新たなニーズの掘り起こしを含め、平日の稼働率向上に向けた利用促進のための営業活動に取り組むとともに、大型イベントの誘致や地域と連携した魅力ある自主事業の開催などを継続的に実施することにより、成果目標が達成できるよう努められたい。

[所管部局に対する意見]

- (1) 成果目標が達成できていない項目について、稼働率や利用者数の向上に向けて目標が達成できるよう指導・助言等を行われたい。

(所管課名：雇用経済部 観光・国際局 観光政策課)

- (2) 団体では施設の修繕業務について、少額のものを含め第三者に委託していたが、今後は総務部からの通知に基づき、軽微な修繕等については県の事前承認が不要となるよう、基本協定書を変更するなど適正に処理されたい。

(所管課名：雇用経済部 観光・国際局 観光政策課)

【公益社団法人地域医療振興協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立志摩病院 平成 24 年度指定管理料（政策的医療交付金）：450,247,000 円
交付金	①政策的医療交付金：450,247,000 円 政策医療を実施するための経費を交付する。（補助率 定額）
	②経営基盤強化交付金：541,343,000 円 効率的な運営を行ってもなお、経常損失が生じる場合に指定管理者の経営基盤を強化するための経費を交付する。（補助率 定額）
	③給与の特例措置交付金：111,745,019 円 指定管理者制度への移行に際し、職員を確保するための現給保障に要する経費を交付する。（補助率 定額）

※ 政策医療：政策として実施する医療のことで、民間病院に任せるだけでは不十分と考えられる高度医療、先進的医療、特殊医療、へき地医療という分野に特化した医療。

〔監査結果及び意見〕

(1) 平成 24 年度から指定管理者として運営を行っており、指定管理者制度移行前に比べ、入院機能、小児医療及び救急医療などにおいて診療体制の改善が認められる。

しかしながら、平成 24 年度において 1 日平均外来患者数等については成果目標を達成したものの、延べ外来患者数等については目標を下回っているため、さらなる診療体制の充実を図ることなどにより、引き続き目標達成に向けた取組に努められたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	○規程で定める職員研修及び監査が実施されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

(1) 志摩病院が、今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・的確に把握しながら、団体と十分に協力・連携することにより、地域医療の確保・推進に努められたい。

(所管課名：病院事業庁 県立病院課)

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：病院事業庁 県立病院課)

- (3) 基本協定書において、県の債権である過年度未収金の納入方法等を別に定める旨規定しているが、定められていないので、基本協定書に従い定められたい。

(所管課名：病院事業庁 県立病院課)

補助金等交付団体

【社会福祉法人邦栄会（補助対象：雅之園）】

財政的援助等の内容	
補助金	①三重県施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金：48,000,000円 開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、特別養護老人ホーム等の開設準備に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	②三重県老人保健福祉施設整備費補助金：270,000,000円 老人保健福祉施設整備に要する経費を補助する。（補助率 定額）

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。②

(所管課名：健康福祉部 長寿介護課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【一般社団法人桑名医師会（補助対象：桑名看護専門学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①看護師等養成所運営費補助金：22,038,000円 ----- 看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	②救急医療機関活動補助金：1,526,000円 ----- 救急医療体制の確立を図るため、救急医療機関が担う救急搬送患者の受入れ等に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	③三重県救急医療情報システム応需促進補助金：136,200円 ----- 医療機関の時間外の救急応需登録を確保するため、医療機関が応需を行うための経費を補助する。（補助率 定額）

〔監査結果及び意見〕

概ね適正に処理されていた。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。②、③

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

- (2) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。②、③

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人恩賜財団済生会明和病院】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①三重県地域医療再生事業補助金：100,000,000円
	回復期リハビリテーション病床の施設整備費に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)
	②医療施設施設整備費補助金：23,745,000円
	医学的なりハビリテーション施設の施設整備費に要する経費を補助する。 (補助率 0.33)
	③三重県新人看護職員研修事業費補助金：196,000円
	新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 補助事業の内容変更に係る軽微な変更の範囲が交付要領等で定められていないので、事務の簡素化の観点からも、当該補助金のように変更内容が軽微な場合については、変更申請を省略できるよう軽微な変更の範囲を定め、補助事業者に明示することを検討されたい。③

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

- (2) 補助金の単価について、誤った単価を補助事業者に対して通知していたので、交付要領等で適正に定め、補助事業者に明示されたい。②

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人里山学院（補助対象：里山学院）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	児童養護施設等整備費負担（補助）金：102,960,000 円
	児童養護施設の整備に要する経費を補助する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○交付申請書に必要な書類の一部が添付されていなかった。 ○工事完了報告書が、交付要領に定める期限内に提出されていなかった。

【所管部局に対する意見】

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課）

(2) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事業着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を規定することや交付決定時期を早めることを検討されたい。

（所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課）

(3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

（所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課）

【学校法人享栄学園（補助対象：鈴鹿高等学校、鈴鹿中学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立高等学校等振興補助金：509,138,000 円 ----- 教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	②私立高等学校等入学金補助金：607,500 円 ----- 経済的困窮新入生徒に対する入学金減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	③私立高等学校等授業料減免補助金：7,386,900 円 ----- 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	④私立学校人権教育推進補助金：1,843,604 円 ----- 人権教育担当教員の代替教員の雇用に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。③

(所管課名：環境生活部 私学課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人高田学苑（補助対象：高田高等学校、高田中学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立高等学校等振興補助金：628,024,000円 教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	②私立高等学校等入学金補助金：855,000円 経済的困窮新入生徒に対する入学金減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	③私立高等学校等授業料減免補助金：5,168,000円 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	④キャリア形成訪問指導事業費補助金：1,037,000円 介護技術等のキャリアアップや資質向上、定着を支援するため、研修に要する経費を補助する。 (補助率 10/10)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。③

(所管課名：環境生活部 私学課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【三重県農業会議】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	農業会議手当等負担金及び農業会議費補助金：30,107,000円
	三重県農業会議の組織及び運営の適正化を図るため、会議員等の人件費や事務所経費を負担するとともに、三重県農業会議が行う農業委員等の資質向上のための活動や情報提供等に要する経費を補助する。 (補助率 定額、1/2)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事業着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を規定することや交付決定時期を早めることを検討されたい。

(所管課名：農林水産部 担い手育成課)

- (2) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 担い手育成課)

- (3) 交付要領等で補助対象経費が明確になっていないものがあつたので、補助対象経費を明確かつわかりやすく規定し、補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 担い手育成課)

【伊賀市農業再生協議会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金：16,619,000円
	農業者戸別所得補償制度の実施に必要となる推進活動等に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 農産園芸課)

- (2) 補助事業等状況報告書の提出期限について、国への提出期限をふまえて見直されたい。

(所管課名：農林水産部 農産園芸課)

【伊賀市鳥獣害対策協議会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 H23 繰越分： 54,888,000 円 H24 現年分：245,617,000 円
	鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために要する経費を補助する。 (補助率 1/2、定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
経理事務	○団体の会計処理規程に定められている出納閉鎖後に、収入・支出事務が行われているものがあつた。
補助金等事務	○交付申請書や補助事業等状況報告書などの提出書類に、金額や交付決定日等の記載誤りがあつた。

[所管部局に対する意見]

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

(2) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

(3) 補助事業等状況報告書の提出期限について、国への提出期限をふまえて見直されたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

(4) 変更交付決定の交付決定日や文書番号に記載誤りがあつたので、適正な事務処理に努められたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

【宮川森林組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①造林事業（森林環境保全直接支援事業）費補助金 H23 繰越分：58,139,193 円 H24 現年分：22,186,398 円 ----- 搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等に要する経費を補助する。（補助率 4/10、5/10）
	②造林事業（県単造林事業）費補助金：3,964,299 円 ----- 植栽、下刈り、枝打ち、間伐、森林作業道開設等による森林整備の実施に要する経費を補助する。（補助率 4/10）
	③森林整備加速化・林業再生基金事業（森林境界の明確化）費補助金：4,500,000 円 ----- 所有者や境界が不明であるために集約的な間伐実施が行われていない区域について、森林境界明確化のための現地調査等実施及び間伐計画の策定に要する経費を補助する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【三重県職業能力開発協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	技能向上対策費補助金：26,000,000円 ----- 職業訓練及び技能検定の普及を図るため、職業能力開発協会の事業に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
備品管理	○補助対象備品について、規程に基づく管理が適正に行われていないものがあった。
補助金等事務	○補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：雇用経済部 雇用対策課)

- (2) 交付決定に補助対象外の経費が対象経費として記載されていたので、適正な事務処理に努められたい。

(所管課名：雇用経済部 雇用対策課)

【三交不動産株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	三重県地域新エネルギー連携支援事業費補助金：10,000,000円 ----- メガソーラー事業等を活用して新エネルギーの導入を促進するとともに、地域住民のエネルギー問題への意識高揚を図るため、施設整備等に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【キクカワエンタープライズ株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	緊急経済対策設備投資促進補助金：30,000,000円
	新たな事業展開による企業の競争力を高め、地域経済の活性化を図るため、県が誘致した企業の設備投資に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：雇用経済部 企業誘致推進課)

【公益財団法人諸戸財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①活かそう美し国の文化財事業（活かそう守ろうみえの文化財事業）補助金（重文 諸戸家住宅主屋ほか5棟 建造物保存修理 保存事業）（H23 繰越）：12,825,000円
	重要文化財 諸戸家住宅主屋ほか5棟の建造物保存修理等に要する経費を補助する。 (補助率 1/10 以内)
	②活かそう守ろうみえの文化財事業補助金（重文 諸戸家住宅主屋ほか5棟 建造物保存修理 保存・活用事業）：9,780,000円
	重要文化財 諸戸家住宅主屋ほか5棟の建造物保存修理等に要する経費を補助する。 (補助率 保存 1/10 以内、活用 1/2 以内)
	③活かそう守ろうみえの文化財事業補助金（名勝 諸戸氏庭園 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備 保存・活用事業）：3,222,000円
	名勝 諸戸氏庭園の保存・修理等に要する費用を補助する。 (補助率 保存 1/10 以内、活用 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【「美し国おこし・三重」実行委員会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
負担金	「美し国おこし・三重」実行委員会負担金：121,450,943円
	地域やテーマに基づき全県的に取り組む「美し国おこし・三重」の推進等に要する経費を負担する。 (補助率 10/10)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：地域連携部 「美し国おこし・三重」推進プロジェクトチーム)

平成 25 年度財政の援助団体等監査結果報告書

平成 26 年 3 月発行

三重県監査委員事務局

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL. 059-224-2924

FAX. 059-224-2220

<http://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.jp